

## 中学校施設整備指針改訂案 新旧対照表

凡例： 下線部分 は今回改訂する部分（※複合化については今後対応）

中学校施設整備指針(H26.7 現行)	中学校施設整備指針(改訂案)	備 考
<p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 学校施設整備の基本的方針</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備</p> <p>地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設や<u>高齢者</u>福祉施設等との連携や地域の避難所又は緊急避難場所(以下「避難所等」という。)としての役割を果たし、また、景観や町並みの形成に貢献することのできる施設として整備することが重要である。</p> <p><b>第2節 学校施設整備の課題への対応</b></p> <p>第1 <u>子ども</u>たちの主体的な活動を支援する施設整備</p> <p>1～6 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 学校施設整備の基本的方針</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備</p> <p>地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設や<u>老人</u>福祉施設等との連携や地域の避難所又は緊急避難場所(以下「避難所等」という。)としての役割を果たし、また、景観や町並みの形成に貢献することのできる施設として整備することが重要である。</p> <p><b>第2節 学校施設整備の課題への対応</b></p> <p>第1 <u>子供</u>たちの主体的な活動を支援する施設整備</p> <p>1～6 (略)</p> <p><b>7 義務教育学校等における施設</b></p> <p><u>(1) 義務教育学校等(義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校(仮称))においては、地域の実情や学校施設の実態等を踏まえ、9年間一貫性のある教育活動を含めた学校運営ができる施設環境を確保すると同時に、地域ぐるみで子供たちの学びを支える場としての施設環境を確保することが重要である。</u></p>	<p>【複合化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語の整理</li> </ul> <p>【用語の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども」→「子供」に修正</li> </ul> <p>【小中一貫教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中一貫教育に適した学校施設の基本的な考え方について記載</li> <li>※「<u>小中一貫教育型小学校・中学校(仮称)</u>」については、<u>小中一貫教育の制度化に係る政省令等を踏まえ正式名称を記載する。</u></li> </ul>

中学校施設整備指針(H26.7 現行)	中学校施設整備指針(改訂案)	備考
(新規)	<p>(2) 施設形態(施設一体型<sup>※</sup>、施設隣接型<sup>※</sup>、施設分離型<sup>※</sup>)の設定においては、事前に形態ごとの特性や期待できる教育的効果を把握し、9年間一貫した教育活動を含む学校運営の実施に適した施設環境を確保できる形態とすることが重要である。</p> <p>※施設一体型……小中一貫教育を実施する校舎の全部又は一部が一体的に設定されている(小中一貫教育を実施する校舎が渡り廊下などでつながっているものを含む)。</p> <p>※施設隣接型……小中一貫教育を実施する校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている。</p> <p>※施設分離型……小中一貫教育を実施する校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている。</p>	<p>【小中一貫教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設形態の設定について記載</li> </ul>
(新規)	<p>(3) 施設一体型の義務教育学校等を計画する場合には、以下の点に留意することが重要である。</p> <p>① 教育課程などに応じて、9年間を見通した教育活動ができる施設環境を計画することが重要である。</p> <p>② 学年段階の区切りの狙いなどを十分に理解し、区切りに対応した校舎のゾーニングや教室環境の計画を行うとともに、児童生徒が自らの成長を実感できる工夫を行うことも重要である。</p> <p>③ 学年や学年段階の区切りを越えて年齢の異なる児童生徒が日常的に交流できる各室・空間や動線を意図的に計画することが重要である。</p> <p>④ 特別教室、屋内・屋外運動施設等については、教育</p>	<p>【小中一貫教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設一体型の主な留意事項について記載</li> </ul>

中学校施設整備指針(H26.7 現行)	中学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>上,安全上支障が生じない範囲で,教科指導の連携や異学年交流の充実等が進むよう,義務教育学校の前期・後期課程又は小・中学校段階の間に共同利用できる計画とすることが重要である。その際,授業開始時間を揃えるなどの時間割の工夫,施設の使用調整,チャイムの設定方法等の運営面と合わせて検討することが重要である。</p> <p>⑤ 義務教育学校の前期・後期課程又は小・中学校段階の教職員が連携して,教育内容の充実や学校運営の円滑化を図ることができる管理関係室を計画することが重要である。</p> <p>⑥ 児童生徒が9年間同一施設を利用するため,児童生徒の発達段階,利用内容に応じ,安全性を備えた施設環境を確保することが重要である。</p> <p>(4) 施設隣接型・分離型の義務教育学校等を計画する場合には,以下の点に留意することが重要である。</p> <p>① 教育課程や施設間の連携内容等に応じて,9年間を見通した教育活動ができる施設環境を計画することが重要である。</p> <p>② 施設間の教職員が連携して,教育内容の充実や学校運営の円滑化を図ることができる管理関係室を計画することが重要である。</p> <p>③ 施設間の連携内容を踏まえ,来校する児童生徒と在籍する児童生徒の発達段階,利用内容に応じ,安全性を備えた施設環境を確保することが重要である。</p> <p>(5) 既存学校施設を活用する場合には,施設上の課題を把握し,必要に応じて安全・安心な施設環境を確保するとともに,小中一貫教育に取り組む狙いや教育課程,</p>	<p>【小中一貫教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設隣接型・分離型の主な留意事項について記載</li> </ul> <p>【小中一貫教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存学校施設を有効活用する際の主な留意事項について記載</li> </ul>

中学校施設整備指針(H26.7 現行)	中学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p><b>7 中高一貫教育校における施設</b>  (1) 中高一貫教育の実施形態は、3 種類あるが、それぞれの種類ごとに、一貫教育の内容に応じた計画を行うことが重要である。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><b>第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備</b>  1～3 (略)</p> <p><b>4 安全・防犯への対応</b>  (1) 生徒の安全確保を図るため、学校内にある<u>すべての</u>施設・設備について、生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある計画とすることが重要である。  その際、事故の危険性を内包する箇所は特に安全性を重視した分かりやすい計画とすることが重要である。  (2)～(8) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p><b>第3 地域と連携した施設整備</b>  <b>1 学校・家庭・地域の連携協力</b>  (1) (略)  (2) <u>地域住民等のボランティア活動による学校の教育活動を支援する取組や保護者・地域住民等が学校運営を支援する取組など学校における活動への地域の協力を促すための諸室についても計画することが重要である。</u></p>	<p><u>学校マネジメント体制等を踏まえ、施設環境の充実を図っていくことが重要である。その際、既存の小・中学校いずれを活用するかによって、プールの水深や家具の寸法の違い、児童生徒の放課後の居場所確保など課題が異なることに留意することが重要である。</u></p> <p><b>8 中高一貫教育校における施設</b>  (1) 中高一貫教育の実施形態は、3 種類(<u>中等教育学校、併設型の中学校・高等学校、連携型の中学校・高等学校</u>)あるが、それぞれの種類ごとに、一貫教育の内容に応じた計画を行うことが重要である。  (2)～(4) (略)</p> <p><b>第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備</b>  1～3 (略)</p> <p><b>4 安全・防犯への対応</b>  (1) 生徒の安全確保を図るため、学校内にある<u>全ての</u>施設・設備について、生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある計画とすることが重要である。  その際、事故の危険性を内包する箇所は特に安全性を重視した分かりやすい計画とすることが重要である。  (2)～(8) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p><b>第3 地域と連携した施設整備</b>  <b>1 学校・家庭・地域の連携協力</b>  (1) (略)  (2) <u>保護者、地域住民等が学校運営や様々な学校の教育活動を支援する取組(コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等)など、学校と地域の連携・協働のための諸室についても計画することが重要である。</u></p>	<p>【用語の整理】  ・中高一貫教育の実施形態の種類について記載を充実</p> <p>【用語の整理】  ・「すべて」→「全て」に修正</p> <p>【小中一貫教育・複合化】  ・学校と地域の連携・協働に関する計画について記載を充実  ※<u>中央教育審議会における学校</u></p>

中学校施設整備指針(H26.7 現行)	中学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 複合化への対応</p> <p>(1) 学校と地域社会との連携を深めていく上で、<u>社会教育施設や高齢者福祉施設等</u>との複合化について計画する場合は、施設間の相互利用、共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与すると同時に、学校施設における生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、<u>地域の避難所等としての機能を計画する場合は、学校施設における生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。</u></p> <p>(2) <u>多様な利用者を考慮し、防犯対策等の安全管理、バリアフリーに配慮した計画とすることが重要である。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><b>第3節 学校施設整備の基本的留意事項</b></p> <p>1 総合的・長期的な<u>計画</u>の必要性</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 複合化への対応</p> <p>(1) 学校と地域社会との連携を深めていく上で、<u>公共施設等(社会教育施設、社会体育施設、児童福祉施設、老人福祉施設等)</u>との複合化について計画する場合は、施設間の相互利用、共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与すると同時に、学校施設における生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、<u>生徒と幼児や高齢者など多様な世代と交流できる場として計画することも重要である。</u></p> <p>(2) <u>地域の避難所等としての機能を計画する場合は、学校施設における生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、多様な利用者を考慮し、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策の実施とともに、景観や町並みにも配慮することが重要である。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) より効果的・効率的な施設整備の手法として、公民連携による整備手法等を検討することも有効である。</u></p> <p><b>第3節 学校施設整備の基本的留意事項</b></p> <p>1 総合的・長期的な<u>視点</u>の必要性</p> <p><u>(1) 学校施設整備の諸課題に対応するため、中・長期的</u></p>	<p><u>と地域の連携・協働の在り方に関する審議状況を踏まえ記載内容を変更する場合がある。</u></p> <p><u>・生涯学習分科会 学校地域協働部会</u> <u>・初等中等教育分科会 地域と共にある学校の在り方に関する作業部会</u></p> <p><b>【複合化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>用語の整理</li> <li>生徒と幼児や高齢者など多様な世代との交流について記載</li> <li>※<u>現行の文中6行目「地域の」以降は(2)において記載。</u></li> </ul> <p><b>【複合化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学びの場を拠点とした地域コミュニティの強化に資するようバリアフリー対策等の必要性について記載</li> </ul> <p><b>【複合化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効果的・効率的な施設整備について記載</li> </ul> <p><b>【用語の整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「計画」を「視点」に修正</li> </ul> <p><b>【複合化・長寿命化】</b></p>

中学校施設整備指針(H26.7 現行)	中学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p>(1) 当該地域における中・長期の中学校施設整備計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の実施、安全性への配慮、環境負荷の低減、地域との連携を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した計画を策定することが重要である。</p> <p>(2) 人口の自然増減や社会増減を検討して当該地域における生徒数の将来動向を適確に推計し、学級編制の標準に関する将来の動向も考慮しつつ、計画を進めることが重要である。</p> <p>(3) 増築、改築、改修等の場合においても、学校施設整備の基本方針、新たな課題への対応を踏まえ、総合的かつ中・長期的な視点から計画し、これに基づき、計画的に実施することが重要である。</p> <p>(4) 施設部分等により予算科目、所管部課、整備時期等が異なる場合においても、相互に十分に調整し、総合的に計画することが重要である。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 計画的な整備の実施</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 完成後には施設に係る評価を定期的に行い、今後の改修・改築等の計画に生かしていくことが重要である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 関係者の参画と理解・合意の形成</p>	<p>に目指すべき学校施設像を示し、その上で域内の学校施設の実態を把握し、地域における学校施設の役割等も考慮した上で、中・長期的な学校施設整備方針・計画(長寿化計画等)を策定することが重要である。</p> <p>(2) 域内の中・長期的な学校施設整備方針・計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の実施、安全性への配慮、環境負荷の低減、地域との連携を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した計画を策定することが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 増築、改築、改修等の場合においても、中・長期的な学校施設整備方針・計画、新たな課題への対応を踏まえ、計画的に実施することが重要である。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 計画的な整備の実施</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 完成後には施設の状態、教育内容・教育方法への適応状況等に係る評価を定期的に行い、今後の改修・改築等の計画に生かしていくことが重要である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 関係者の参画と理解・合意の形成</p>	<p>・域内の長寿命化計画を含む学校施設整備の全体計画策定の必要性について記載</p> <p>※改訂案の(2)及び(4)については、(1)の域内の全体計画に関する記載に対して、個別計画であることを明確化するための修正。</p> <p>【小中一貫教育・長寿命化】</p> <p>・既存学校施設の有効活用について記載を充実</p>

中学校施設整備指針(H26.7 現行)	中学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p>(1) 当該地方自治体や学校において実施しようとする特色ある学習内容・学習形態等を反映したものとなるとともに、地域と連携した学校運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域等の参画により、総合的に計画することが重要である。<u>また、より効果的・効率的な施設運営を行うためには、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。</u></p> <p><u>このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。</u></p> <p><b>(新規)</b></p> <p><b>(2) (略)</b></p> <p><b>6 地域の諸施設との有機的な連携</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校と地域社会との連携を深め、また地域防災力を強化する観点から、<u>社会教育施設や高齢者福祉施設等</u>との施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することは有効である。その際には、生徒の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。</p> <p><b>7 (略)</b></p> <p><b>第2章 施設計画</b></p>	<p>(1) 当該地方自治体や学校において実施しようとする特色ある学習内容・学習形態等を反映したものとなるとともに、地域と連携した学校運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域等の<u>関係者の参画により、と学校施設づくりの目標を共有し、理解と協力を得ながら総合的に計画することが重要である。</u><u>その際、教育や建築等の有識者の指導助言を受けることも有効である。</u></p> <p><u>(2) より効果的・効率的な施設運営を行うためには、企画の段階から施設の運営方法や維持管理体制について検討しておくとともに、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。</u><u>このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。</u></p> <p><b>(3) (略)</b></p> <p><b>6 地域の諸施設との有機的な連携</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校と地域社会との連携を深め、また地域防災力を強化する観点から、<u>公共施設等</u>との施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することは有効である。その際には、児童の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。</p> <p><b>7 (略)</b></p> <p><b>第2章 施設計画</b></p>	<p><b>【小中一貫教育・複合化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者と合意形成を図りながら、学校施設の計画・設計の検討を進めていくことについて記載を充実</li> <li>※<u>現行の文中5行目「また、」以降は(2)において記載。</u></li> </ul> <p><b>【小中一貫教育・複合化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の維持管理について記載を充実</li> </ul> <p><b>【複合化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語の整理</li> </ul>

中学校施設整備指針(H26.7 現行)	中学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p><b>第1節 校地計画</b>  <b>第1 校地環境</b>  (略)</p> <p><b>第2節 配置計画</b>  <b>第1 全体配置</b>  <b>1 校地利用</b>  (1)～(5) (略)  (6) 中高一貫教育校のうち、中等教育学校においては、後期課程の学習・生活上の機能を併せ、<u>一貫制</u>のある施設としての全体計画の中で、<u>均衡のとれた配置とすることが重要である。</u>  (7)・(8) (略)  (9) <u>小学校と併設する中学校においては、単独の中学校に準じて配置計画を行うことが重要である。また、その際には、小学校の施設機能と相互交流の機能を満たす中で、必要施設の共有化を図ることも有効である。</u>  <u>(新規)</u></p> <p><b>2 配置構成</b>  (1)～(6) (略)  <u>(新規)</u></p>	<p><b>第1節 校地計画</b>  <b>第1 校地環境</b>  (略)</p> <p><b>第2節 配置計画</b>  <b>第1 全体配置</b>  <b>1 校地利用</b>  (1)～(5) (略)  (6) 中高一貫教育校のうち、中等教育学校においては、後期課程の学習・生活上の機能を併せ、<u>一貫性</u>のある施設としての全体計画の中で、<u>均衡のとれた配置とすることが重要である。</u>  (7)・(8) (略)  (削除)</p> <p><u>(9) 施設一体型の義務教育学校等においては、授業のほか、放課後などに低学年児童が安心して運動や遊びができるように、低学年児童専用の運動場や広場等を計画することが重要である。</u></p> <p><b>2 配置構成</b>  (1)～(6) (略)  <u>(7) 公共施設等との複合化について計画する場合には、それぞれの施設の活動が支障なく行われ、かつ、施設間での相互利用・共同利用や管理運営が円滑に行われるよう、その敷地条件、施設種類、施設規模、利用形態等に留意して各施設の専用部分及び共同利用部分の配置を計画することが重要である。</u></p>	<p><b>【用語の整理】</b>  ・「一貫制」→「一貫性」に修正</p> <p><b>【小中一貫教育】</b>  ・義務教育学校等の記載を踏まえ削除</p> <p><b>【小中一貫教育】</b>  ・低学年児童専用の運動場や広場等の計画について記載</p> <p><b>【複合化】</b>  ・複合化の配置計画について記載</p>



中学校施設整備指針(H26.7 現行)	中学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p>第2 校舎・屋内運動施設</p> <p>1 建物位置</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>社会教育施設や高齢者福祉施設</u>等との複合化について計画する場合は、地域住民との交流が円滑かつ効果的に展開できるよう地域住民等の利用の動線や、住民等との交流の場について考慮し、建物の位置を計画することが重要である。</p> <p>2 建物構成</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(2)～(4)</u> (略)</p> <p>第3 屋外運動施設 (略)</p> <p>第4 その他の施設 1～4 (略)</p> <p>5 その他</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p>	<p>第2 校舎・屋内運動施設</p> <p>1 建物位置</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>公共施設</u>等との複合化について計画する場合には、地域住民との交流が円滑かつ効果的に展開できるよう地域住民等の利用の動線や、住民等との交流の場について考慮し、建物の位置を計画することが重要である。</p> <p>2 建物構成</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 施設一体型の義務教育学校等における校舎のゾーニングに当たっては、学年段階の区切りによる授業時間の違いにより、校内放送やチャイムの音等に配慮して学習活動に支障が生じないように計画することが有効である。</u></p> <p><u>(3)～(5)</u> (略)</p> <p>第3 屋外運動施設 (略)</p> <p>第4 その他の施設 1～4 (略)</p> <p>5 その他</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 地域の状況によりスクールバスなどを利用する場合には、スクールバスなどが安全に駐停車、転回できるとともに、生徒が安全に乗降できる計画とすることが望ましい。また、生徒の待機場所を検討しておくことも望ましい。</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>【複合化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語の整理</li> </ul> <p>【小中一貫教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年段階の区切りの設定に関する留意事項について記載</li> </ul> <p>【小中一貫教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の状況によりスクールバスなどを利用する際の計画について記載</li> </ul>

中学校施設整備指針(H26.7 現行)	中学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p><b>第3章 平面計画</b></p> <p><b>第1 基本的事項</b></p> <p><b>1 空間構成</b></p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) <b>社会教育施設や高齢者福祉施設等との複合化</b>を計画する際には、地域住民等との交流を考慮して計画することが重要である。</p> <p>(14) (略)</p> <p><b>2 動線等</b></p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <b>社会教育施設や高齢者福祉施設等との複合化</b>について計画する場合は、地域住民等の利便性と学校との交流、運営管理上の機能を考慮して計画することが重要である。</p> <p>(11) (略)</p> <p><b>第2 学習関係諸室</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 普通教室</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別教室型の場合、同一学年の普通教室は、同一階及び同一区画にまとめて計画することが重要である。また、各学年の学級数が増減した場合においても学年ごとの空間的なまとまりを崩すことのないよう容易に教室等を増築し、室種類を転換することなどが可能な計画とすることが望ましい。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p><b>3～11 (略)</b></p>	<p><b>第3章 平面計画</b></p> <p><b>第1 基本的事項</b></p> <p><b>1 空間構成</b></p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) <b>公共施設等との複合化</b>について計画する場合には、地域住民等との交流を考慮して計画することが重要である。</p> <p>(14) (略)</p> <p><b>2 動線等</b></p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <b>公共施設等との複合化</b>について計画する場合には、地域住民等の利便性と学校との交流、運営管理上の機能を考慮して計画することが重要である。</p> <p>(11) (略)</p> <p><b>第2 学習関係諸室</b></p> <p><b>1 (略)</b></p> <p><b>2 普通教室</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別教室型の場合、同一学年の普通教室は、同一階及び同一区画にまとめて計画することが重要である。また、各学年の学級数が増減した場合においても<b>学年段階の区切り</b>や学年ごとの空間的なまとまりを崩すことのないよう容易に教室等を増築し、室種類を転換することなどが可能な計画とすることが望ましい。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p><b>3～11 (略)</b></p>	<p><b>【複合化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語の整理</li> </ul> <p><b>【複合化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語の整理</li> </ul> <p><b>【小中一貫教育】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年段階の区切りなど空間的なまとまりに配慮した計画について記載を充実</li> </ul>

中学校施設整備指針(H26.7 現行)	中学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p>第3 屋内運動施設</p> <p>1 共通事項 (略)</p> <p>2 屋内運動場 (1) (略) <u>(新規)</u></p> <p><u>(2)~(7)</u> (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第4 生活・交流空間 (略)</p> <p>第5 共通空間</p> <p>1 昇降口 (1)~(4) (略) (5) 他校から来校する生徒や保護者等のための昇降口を設置する場合は、来校する生徒や保護者等が立ち寄りやすい位置で、通級による指導のための学習室等の関係諸室との関連性を考慮した位置に、利用人数に応じた規模を計画することが重要である。</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 その他 (1)~(3) (略) <u>(新規)</u></p>	<p>第3 屋内運動施設</p> <p>1 共通事項 (略)</p> <p>2 屋内運動場 (1) (略) <u>(2) 義務教育学校の前期・後期課程又は小・中学校段階の間で屋内運動場を共同利用する場合には、体力や体格の異なる児童生徒が同時に安心して利用できるように体育器具や防球ネット等を設置することが有効である。</u></p> <p><u>(3)~(8)</u> (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第4 生活・交流空間 (略)</p> <p>第5 共通空間</p> <p>1 昇降口 (1)~(4) (略) (5) 他校<u>など</u>から来校する生徒や保護者等のための昇降口を設置する場合は、来校する生徒や保護者等が立ち寄りやすい位置で、<u>合同授業や合同行事</u>、通級による指導のための学習室等の関係諸室との関連性<u>も</u>考慮した位置に、利用人数に応じた規模を計画することが重要である。</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 その他 (1)~(3) (略) <u>(4) 施設隣接型・分離型の義務教育学校等においては、施設間の合同授業、合同行事等を行うため、来校する児童生徒や教職員が円滑に移動することができるように動線の設定や授業などの前後の待機場所についてあらかじめ検</u></p>	<p><b>【小中一貫教育】</b> ・屋内運動場を共同利用する場合の安全配慮について記載</p> <p><b>【小中一貫教育】</b> ・施設間の合同授業、合同行事等を行う際の留意事項について記載を充実</p> <p><b>【小中一貫教育】</b> ・施設間の合同授業、合同行事等を行う際の留意事項について記載</p>

中学校施設整備指針(H26.7 現行)	中学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p>第6 クラブハウス(保護者や地域住民との連携協力の場) (略)</p> <p>第7 児童生徒地域交流施設 (略)</p> <p>第8 講堂 (略)</p> <p>第9 管理関係室 1 (略) 2 教職員諸室 (1)～(4) (略) <u>(新規)</u></p> <p><u>(5)～(7)</u> (略) 3～5 (略)</p> <p><b>第4章 各室計画</b></p> <p>第1 基本的事項 1～5 (略)</p> <p>6 複合化・高層化への対応 (1) <u>社会教育施設や高齢者福祉施設</u>等との複合化について計画する場合には、施設相互の利用やそのための動線、運営管理の方法に配慮した施設計画とすることが重要である。</p>	<p><u>討しておくことが重要である。</u></p> <p>第6 クラブハウス(保護者や地域住民との連携協力の場) (略)</p> <p>第7 児童生徒地域交流施設 (略)</p> <p>第8 講堂 (略)</p> <p>第9 管理関係室 1 (略) 2 教職員諸室 (1)～(4) (略) <u>(5) 施設一体型の義務教育学校等においては、教職員が一体的に利用できる職員室を計画することが重要である。また、施設隣接型・分離型の義務教育学校等においては、施設間の教職員が共同で会議や研修等を行うための空間を計画することが重要である。</u></p> <p><u>(6)～(8)</u> (略) 3～5 (略)</p> <p><b>第4章 各室計画</b></p> <p>第1 基本的事項 1～5 (略)</p> <p>6 複合化・高層化への対応 (1) <u>公共施設</u>等との複合化について計画する場合には、施設相互の利用やそのための動線、運営管理の方法に配慮した施設計画とすることが重要である。</p>	<p>備考</p> <p><b>【小中一貫教育】</b> ・学校運営の一貫性確保の観点から教職員諸室の計画について記載</p> <p><b>【複合化】</b> ・用語の整理</p>

中学校施設整備指針(H26.7 現行)	中学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第2 学習関係諸室</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 特別支援学級関係室</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 周辺環境が学習生活面や安全面へ及ぼす影響が大きいことに留意し、特に良好な環境条件及び十分な安全性の確保に特に留意して計画することが重要である。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>5～20 (略)</p> <p>第3 屋内運動施設等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 屋内プール</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(4)～(8)</u> (略)</p> <p>第4 生活・交流空間</p> <p>(略)</p> <p>第5 共通空間</p> <p>1 (略)</p> <p>2 便所, 手洗い, 流し, 水飲み場等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第2 学習関係諸室</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 特別支援学級関係室</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 周辺環境が学習生活面や安全面へ及ぼす影響が大きいことに留意し、特に良好な環境条件及び十分な安全性の確保に留意して計画することが重要である。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>5～20 (略)</p> <p>第3 屋内運動施設等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 屋内プール</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 義務教育学校の前期・後期課程又は小・中学校段階の間でプールを共同利用する際の水深調節の計画は、低学年児童の安全性を考慮して、使用方法や監視体制等の運用面と合わせて検討することが重要である。</u></p> <p><u>(5)～(9)</u> (略)</p> <p>第4 生活・交流空間</p> <p>(略)</p> <p>第5 共通空間</p> <p>1 (略)</p> <p>2 便所, 手洗い, 流し, 水飲み場等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 義務教育学校等においては、共通空間における便</u></p>	<p>【用語の整理】</p> <p>・「特に」の重複を整理</p> <p>【小中一貫教育】</p> <p>・屋内プールを共同利用する場合の安全配慮について記載</p> <p>【小中一貫教育】</p>

中学校施設整備指針(H26.7 現行)	中学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 廊下, 階段等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 階段は, 生徒が安全に昇降することができるよう, 段差の寸法や手すりの位置, 床面の素材などに配慮することが重要である。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) エレベータを設置する際には, その円滑な利用のため, 適切な面積のたまりの空間を計画することが有効である。</p> <p>(8) (略)</p> <p>第6 クラブハウス(保護者や地域住民との連携協力の場) (略)</p> <p>第7 児童生徒地域交流施設 (略)</p> <p>第8 講堂</p>	<p>所, 手洗い, 流し, 水飲み場等の設備について, 児童生徒の体格差に配慮して計画することが重要である。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 廊下, 階段等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 階段は, 生徒が安全に昇降することができるよう, 段差の寸法や手すりの位置, 床面の素材などに配慮することが重要である。なお, 中学校の既存校舎を活用して小中一貫教育を実施する際には, 小学校の児童用階段におけるけあげ寸法の特例※を踏まえ, 階段の昇降に係る児童の安全性の確保に留意することが重要である。</p> <p>※小学校の児童用階段におけるけあげ寸法の特例・・・けあげ寸法は原則として 16 センチメートル以下とするものの, 次に掲げる措置を講じた場合には, 18 センチメートル以下とすることができる。</p> <p>①階段の両側に, 手すりを設けたものであること</p> <p>②階段の踏面の表面を, 粗面とし, 又は滑りにくい材料で仕上げたものであること</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) エレベーターを設置する際には, その円滑な利用のため, 適切な面積のたまりの空間を計画することが有効である。</p> <p>(8) (略)</p> <p>第6 クラブハウス(保護者や地域住民との連携協力の場) (略)</p> <p>第7 児童生徒地域交流施設 (略)</p> <p>第8 講堂</p>	<p>・共通空間における便所, 手洗い, 流し等の安全配慮について記載</p> <p>【小中一貫教育】</p> <p>・既存校舎を活用する際の児童用階段におけるけあげ寸法の特例について記載を充実</p> <p>【用語の整理】</p> <p>・「エレベータ」を「エレベーター」に修正</p>

中学校施設整備指針(H26.7 現行)	中学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p>(略)</p> <p>第9 管理関係室</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 職員室</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 必要に応じ職員室内に休憩コーナー、<b>打ち合せ</b>コーナー、湯沸し、流し等の設備を配置するコーナー等の空間を設けることも有効である。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 職員用更衣室及び休憩室</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 休憩室は、ソファ等の家具の導入を考慮し、ラウンジ的な空間として計画することが望ましい。</p> <p>10・11 (略)</p> <p><b>第5章 詳細設計</b></p> <p>第1 基本的事項 (略)</p> <p>第2 内部仕上げ (略)</p> <p>第3 開口部 (略)</p> <p>第4 外部仕上げ (略)</p> <p>第5 学校用家具</p>	<p>(略)</p> <p>第9 管理関係室</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 職員室</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 必要に応じ職員室内に休憩コーナー、<b>打合せ</b>コーナー、湯沸し、流し等の設備を配置するコーナー等の空間を設けることも有効である。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 職員用更衣室及び休憩室</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 休憩室は、<b>教職員が落ち着いた雰囲気の中でコミュニケーションや休憩等を取ることができるよう</b>、ソファ等の家具の導入を考慮し、ラウンジ的な空間として計画することが望ましい。</p> <p>10・11 (略)</p> <p><b>第5章 詳細設計</b></p> <p>第1 基本的事項 (略)</p> <p>第2 内部仕上げ (略)</p> <p>第3 開口部 (略)</p> <p>第4 外部仕上げ (略)</p> <p>第5 学校用家具</p>	<p>【用語の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「打ち合せ」を「打合せ」に修正</li> </ul> <p>【小中一貫教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営の一貫性確保の観点から職員用更衣室及び休憩室の記載を充実</li> </ul>

中学校施設整備指針(H26.7 現行)	中学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p>(略) 第6 その他 (略)</p> <p><b>第6章 屋外計画</b></p> <p>第1 基本的事項 1 教育的環境の向上 (1)～(6) (略) (7) 環境を考慮した学校施設としての<u>取り組み</u>として、太陽光パネル、風力発電装置等を設置することは、環境教育における活用という観点からも望ましい。 (8) (略) 2・3 (略)</p> <p>第2 屋外運動施設 1 共通事項 (1) 運動の<u>種類</u>、利用形態等に応じ、必要な機能を確保するよう計画することが重要である。  (2) ～(5) (略) 2・3 (略) 4 屋外プール (1)・(2) (略) <u>(新規)</u></p> <p><u>(3)～(11)</u> (略)</p>	<p>(略) 第6 その他 (略)</p> <p><b>第6章 屋外計画</b></p> <p>第1 基本的事項 1 教育的環境の向上 (1)～(6) (略) (7) 環境を考慮した学校施設としての<u>取組</u>として、太陽光パネル、風力発電装置等を設置することは、環境教育における活用という観点からも望ましい。 (8) (略) 2・3 (略)</p> <p>第2 屋外運動施設 1 共通事項 (1) <u>教科体育、体育的行事、部活動及び学校開放等における各種の運動</u>、利用形態等に応じ、必要な機能を確保するよう計画することが重要である。 (2) ～(5) (略) 2・3 (略) 4 屋外プール (1)・(2) (略) <u>(3) 義務教育学校の前期・後期課程又は小・中学校段階の間でプールを共同利用する際の水深調節の計画は、低学年児童の安全性を考慮して、使用方法や監視体制等の運用面と合わせて検討することが重要である。</u> (4)～(12) (略)</p>	<p>【用語の整理】 ・「取り組み」→「取組」に修正</p> <p>【小中一貫教育】 ・9年間を見通した施設環境の計画について記載を充実</p> <p>【小中一貫教育】 ・屋外プールを共同利用する場合の安全配慮について記載</p>



中学校施設整備指針(H26.7 現行)	中学校施設整備指針(改訂案)	備 考
<p>第3 屋外教育環境施設 (略)</p> <p>第4 緑地 (略)</p> <p>第5 その他の屋外施設 (略)</p> <p><b>第7章 構造設計</b></p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 安全性 (1)～(4) (略) (新規)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 上部構造 (略)</p> <p>第3 基礎 (略)</p> <p>第4 既存施設の耐震化推進 (略)</p> <p>第5 その他 (略)</p> <p><b>第8章 設備設計</b></p>	<p>第3 屋外教育環境施設 (略)</p> <p>第4 緑地 (略)</p> <p>第5 その他の屋外施設 (略)</p> <p><b>第7章 構造設計</b></p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 安全性 (1)～(4) (略) (5) 木材が持つ優れた性能・効果等によって、温かみと潤いのある学習環境・生活環境等を確保するため、安全性に配慮しつつ木造を計画・設計することも有効である。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 上部構造 (略)</p> <p>第3 基礎 (略)</p> <p>第4 既存施設の耐震化推進 (略)</p> <p>第5 その他 (略)</p> <p><b>第8章 設備設計</b></p>	<p>【木材利用】</p> <p>・JIS A 3301「木造校舎の構造設計標準」の全面改正(平成27年3月)を踏まえ記載</p>

中学校施設整備指針(H26.7 現行)	中学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p>第1 基本的事項 (略)</p> <p>第2 照明設備 (略)</p> <p>第3 電力設備 (略)</p> <p>第4 情報通信設備 1 (略) 2 音声系設備 (1)～(4) (略) <u>(新規)</u></p> <p>3 情報系設備 (1) 校内電話, <u>インターフォン</u>, 校内LAN, テレビ会議等の設備は, 利用の目的に応じ, 必要とする回線網を適切に確保することのできるようあらかじめシステムを検討し, 導入することが重要である。 (2)～(7) (略)</p> <p>第5 給排水設備 (略)</p> <p>第6 空気調和設備 (略)</p> <p>第7 防災設備 (略)</p> <p>第8 その他の設備</p>	<p>第1 基本的事項 (略)</p> <p>第2 照明設備 (略)</p> <p>第3 電力設備 (略)</p> <p>第4 情報通信設備 1 (略) 2 音声系設備 (1)～(4) (略) <u>(5) 施設一体型の義務教育学校等においては, 校内放送設備やチャイムの設定について, 学年段階の区切りの違いによる教育内容・教育方法や時間割を踏まえ計画することが重要である。</u></p> <p>3 情報系設備 (1) 校内電話, <u>インターホン</u>, 校内LAN, テレビ会議等の設備は, 利用の目的に応じ, 必要とする回線網を適切に確保することのできるようあらかじめシステムを検討し, 導入することが重要である。 (2)～(7) (略)</p> <p>第5 給排水設備 (略)</p> <p>第6 空気調和設備 (略)</p> <p>第7 防災設備 (略)</p> <p>第8 その他の設備</p>	<p><b>【小中一貫教育】</b> ・学年段階の区切りの設定に関する留意事項について記載</p> <p><b>【用語の整理】</b> ・「インターフォン」を「インターホン」に修正</p>

中学校施設整備指針(H26.7 現行)	中学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p>(略)</p> <p><b>第9章 防犯計画</b></p> <p>第1 基本的事項 (略)</p> <p>第2 敷地境界及び敷地内部の防犯対策 (略)</p> <p>第3 建物の防犯対策 (略)</p> <p>第4 防犯監視システムの導入 (略)</p> <p>第5 通報システムの導入</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連絡システム</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 緊急事態発生時の学校内外の連絡, 情報管理, 報道対応等を適確に行うための対策本部を設置する場所を決め, 通信機器等の設備や<u>打ち合わせ</u>スペース等を確保しておくことも有効である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第6 その他 (略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>第9章 防犯計画</b></p> <p>第1 基本的事項 (略)</p> <p>第2 敷地境界及び敷地内部の防犯対策 (略)</p> <p>第3 建物の防犯対策 (略)</p> <p>第4 防犯監視システムの導入 (略)</p> <p>第5 通報システムの導入</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連絡システム</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 緊急事態発生時の学校内外の連絡, 情報管理, 報道対応等を適確に行うための対策本部を設置する場所を決め, 通信機器等の設備や<u>打合せ</u>スペース等を確保しておくことも有効である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第6 その他 (略)</p>	<p>【用語の整理】</p> <p>・「打ち合わせ」→「打合せ」に修正</p>